

# 「デジタル・ネットワーク社会における図書館と公共サービスの在り方に関する事項」に係るまとめ概要

## 検討会議における主要課題

国立国会図書館のデジタル化資料(※)の活用方策(現状では館内閲覧のみ)

※ 平成22年度までに1968年までに発行された出版物(約90万冊)等がデジタル化

### (1) 国会図書館からの送信サービスの実施について

- 国会図書館のデジタル化資料の活用在り方の検討は緊急の課題であり、早期の実現を目指し、戦略的に取り組むべき
- ↓
- 国民の利便性の向上を図るため、各家庭等までの送信を目標としつつ、その為の第1段階として、  
「**国会図書館から地域の公立図書館等へデータを送信し、地域の公立図書館等で利用者がアクセスできる環境を整備**」

#### 【送信サービスの具体的な在り方について】

電子書籍市場の形成、発展の阻害や著作者、出版者の利益を不当に害することのないよう留意することが必要であり、以下の制限を課すことが適当

(利用方法)

原則的には画像データの閲覧のみとし、プリントアウト等の複製は認めない

(対象)

対象出版物の範囲は市場における入手が困難な出版物等とする

上記が法令等により担保されれば、権利制限規定の創設による実施が適当

⇒ **一定の範囲内における無許諾、無償での送信が可能に**

### (2) 国会図書館の蔵書を対象とした検索サービスの実施について

- 国会図書館のデジタル化資料を検索対象としてテキスト化した上での本文検索サービスの提供が必要
- 検索結果の表示方法等については、今後関係者間の協議を進めていくことが必要

### (3) デジタル化資料の民間事業者等への提供について

デジタル化資料を活用した新たなビジネスモデルの開発が必要

⇒ 環境整備のための関係者間における協議の場等を設置することや、有償配信サービスの限定的、実験的な事業の実施なども検討することが必要